

## 薬剤部

### 職場の紹介

病気の治療に欠かすことのできない「薬」。患者さんにとって安全で効果的な薬物治療をしっかりと支えているのが、私たち病院薬剤師です。

医師・看護師などとともに、私たち病院薬剤師はチーム医療の一員として、患者さんに安全で効果的な治療を受けていただくために、医療を支えています。

当院の病院薬剤師は、外来患者さんのお薬の調剤をはじめ、入院患者さんのお薬の調剤、注射薬調剤、院内製剤、特殊院内製剤、薬物治療モニタリング、医薬品管理、医師・看護師など医療スタッフへの薬品情報提供などを通して医療を支えています。

また、入院患者さんへは、医師の依頼に基づき服薬指導を実施しています。

### 手術を受けられる患者さんへ

薬剤部は、手術を受けられる患者さんのお薬・健康食品などの内容を、初診時にお調べします。

手術に影響するお薬・健康食品が含まれていないことを確認し、情報を診療科に還元します。当院で手術を受けられる予定の患者さんは、現在服用しているお薬・健康食品（などのお薬手帳や説明書）を来院時に必ずご持参ください。

### 術前中止薬

当院は、手術に影響するお薬の中止基準は、医薬品の添付文書、関連文献や各種ガイドラインに示される根拠に基づいて医師と薬剤師が協力して作成しています。持参薬システムを導入し、迅速かつ正確なチェックを行っています。

### 業務の紹介

#### 調剤

病院のお薬は、私たち病院薬剤師が、薬品名、規格、用法・用量、お薬の飲み合わせ、配合変化などをチェックし調剤をしています。さらに注射薬と飲み薬についてもチェックをしています。

#### 注射薬調剤

入院患者さんの薬物治療は、注射薬が主体となりますが、当院では注射薬調剤を患

者さんごとに一回量セット（一回量調剤）をしています。一回量調剤することで、きめ細かいお薬のチェックができ、より安全で効果的な薬物治療・過誤防止が期待できます。

## がん化学療法

今日がんの治療は入院中だけでなく、通院しながら外来で受けられるようになりました。癌種により決められた治療計画（プロトコール）に基づき投薬量、投与間隔、副作用のチェックを行っています。患者さんに投与する抗癌剤は薬剤部で無菌的に調製しています。

## 院内製剤・特殊院内製剤

特殊な疾患は、市販されていないお薬が必要になることがあります。このような場合、使用目的に合わせてお薬を調製する必要があります。病院薬剤師は医師と協議し必要に応じて病院独自の製剤をしています。

## 医薬品情報の提供

医師や看護師など医療スタッフに医薬品の情報を速やかに提供し、治療を支えています。院内医薬品集の編集や院内コンピュータシステムの薬品マスター管理も行っています。

## 医薬品の管理と供給

病院内において、医薬品の購入・保管、各部署への供給と一貫した管理を行っています。また、麻薬・毒劇薬・向精神薬、血液製剤ロット管理にも従事しています。

## 薬物治療モニタリング

お薬の治療効果を上げるため、使用のお薬の効果や副作用をモニタリングします。また、お薬を一緒に使うと相互作用が起こる可能性があります。相互作用によって起こる有害事象を未然に防ぐため患者さんの受ける薬物療法の情報を管理しています。

## 服薬指導

入院患者さんには、お薬を安心して納得して飲んでいただくため、医師の依頼に基づき全病棟の患者さんを対象に服薬指導を実施しています。また、外来で服薬指導を希望される患者さんは、薬局窓口でお申し付け下さい。

## 施設基準認定事項

- 日本医療薬学会認定研修施設
- 日本医療薬学会がん専門薬剤師研修施設
- 薬学教育協議会薬学実務実習施設

- 医薬品等安全性情報協力施設（厚生労働省）

## 院外処方せん

当院は院外処方です。

受診した外来診療科で院外処方せんを発行します。患者さんご希望の「保険調剤薬局」に院外処方せんを持参していただくと、お薬が交付されます。

## ジェネリック医薬品（後発医薬品）

ジェネリック医薬品とは、先発メーカーが新薬を開発・発売後、ある一定の再審査期間や特許の有効期間が切れた後、後発メーカーが同一成分の薬を製造し販売する後発の医薬品のことです。

この特許権には種々の特許があり、医薬品によって違いはありますが一般的には約十数年過ぎてから製造発売されることが多いようです。したがって、現在発売されている全ての医薬品に対してジェネリック医薬品が発売されているわけではありません。

薬の値段は国が薬価基準として定め、新薬の開発に莫大な費用と時間をかけた先発メーカーには高い薬価が、後発メーカーには安い薬価が定められています。

当院では平成 18 年 4 月から、先発医薬品を記載した院外処方せんでも先発医薬品に代わるジェネリック医薬品がある場合、保険調剤薬局でジェネリック医薬品への代替調剤ができるようになりました。（治験薬など一部の薬と休日・夜間は除く）。

院外のジェネリック医薬品は、保険調剤薬局の薬剤師にご相談ください。なお、病院と保険調剤薬局は、調剤等にかかる診療・調剤報酬が異なるため、場合によってお支払いが高くなる事があります。ご理解をお願いします。

ジェネリック医薬品の使用は医療経済の適正化のため、国(厚労省)が推進する事業であり、公立病院である本院もこの方針に従い、ジェネリック医薬品の使用を推進しています。院内で使用しているジェネリック医薬品はジェネリック医薬品が発売されている先発医薬品との使用比率は数量ベースで約 80%です。通常、後発医薬品と先発医薬品は成分の組成は同一ですが、添加物、原料、製造工程等は異なります。このため、当院に後発医薬品選定委員会を設置し、膨大なデータを解析して臨床上問題がないと判断したジェネリック医薬品を選定して院内で使用しています。

## 応需薬局の皆様へ

ジェネリック医薬品等に変更になった場合、患者さんのお薬手帳及び情報提供用紙での対応

とします。次回受診時、患者さんにお薬手帳及び情報提供用紙をご持参いただくようお願い致します。フィードバックレポートは必要ありません。

## 疑義照会・過誤報告等について ー薬剤師会向けー

### 1. 疑義照会、対応窓口

処方内容・調剤内容・保険等医事会計⇒薬剤部

**FAX 0797-87-1474 (薬剤部 FAX)**

TEL 0797-87-1161 (薬剤部内線 3116)

(ア) 処方の疑義照会は、FAXによる照会を基本とします。

(イ) 院外処方せん疑義照会連絡票 (県薬剤師会または当院様式) に記載し、処方せんと合わせて薬剤部へ FAX して下さい。

(ウ) 電話または FAX で返答します。

### 2. 疑義照会対応時間

(ア) 平日 (土・日・祝祭日を除く) 8時30分～17時00分

(イ) 主治医以外の当直医が、患者個々の処方について対応できないため時間外は対応いたしかねます。

### 3. ジェネリック (後発) 医薬品への変更 (一般名処方も同様)

(ア) 厚生労働省通知に従って変更してください。

(イ) ジェネリック医薬品等に変更になった場合、患者さんのお薬手帳及び情報提供用紙での対応とします。受診時にお薬手帳及び情報提供用紙をご持参いただくよう患者さんにご指導願います。

(ウ) FAX などによる当院へのフィードバックレポートは必要ありません。

### 4. 調剤過誤報告

保険薬局で調剤過誤が発生した場合、速やかに保険薬局から主治医または当院薬剤部への電話連絡とともに、調剤過誤報告書 (兵庫県薬剤師会 調剤事故・インシデント事例報告書 様式 2) に必要事項を記載し、処方せんと合わせて薬剤部へ FAX(0797-87-1474)をお願いいたします。

### 5. 調剤方法

各々の保険薬局の調剤内規に従って調剤をお願いいたします。

## 新規採用および削除薬品

平成 29 年 1 月からの新規採用および削除薬品

平成 28 年 10 月までの新規採用および削除薬品

## 専門・認定薬剤師

日本医療薬学会：指導薬剤師、認定薬剤師、がん専門薬剤師

日本薬剤師研修センター：認定薬剤師、認定実務実習指導薬剤師

日本病院薬剤師会：感染制御専門薬剤師

日本緩和医療薬学会：緩和薬物療法認定薬剤師

日本化学療法学会：抗菌化学療法認定薬剤師